



ゆりの木南新聞 2025年7月1日臨時増刊号

大規模修繕工事に伴いエアコン一時移動が発生する場合、エアコンの保証書で「エアコン設置後の移動による故障」が例外規定になっている場合への懸念に管理組合として対応します。必ず目をお通しください。

エアコン保証の例外規定への管理組合の対応方針

大規模修繕工事で、バルコニーなどに設置されたエアコン室外機を一時移動しますが、エアコンの保証書で「エアコン設置後の移動による故障」が例外規定になっていて、無償修理が拒否されたり、保証自体が失効したりといった条件の保証の場合があります。

大規模修繕工事にともなうエアコン一時移動の時点で保証が有効期間内の場合で、移動時の故障が発生してエアコン業者が保証適用を上記理由で拒否した場合には、その修理費を管理組合で負担します。また、上記理由で保証自体が失効した場合には、損失した補償期間内での無料保証条件範囲内の将来の修理に関しては、管理組合が修理費を負担します。

保証書が保持されていれば、将来の不具合が発生した時に管理組合に申請してください。現時点での管理組合への事前申請などは不要です。

この件に関する問い合わせは、工事事務所ではなく、管理事務所に訪問・投稿・メールで連絡してください。管理人は仲介するだけで、必ず管理組合理事会から書面回答します。

以上

(裏面に、投稿シートがあります)